

生産性向上設備投資促進税制の概要と証明書発行業務開始のお知らせ

2014年1月20日の産業競争力強化法の施行に伴い、「生産性向上設備投資促進税制」（“本税制”）が同日から施行されました。

本税制のスキームに基づき、一般社団法人日本測量機器工業会（“当工業会”）では、証明書発行業務を2014年3月3日より開始しますのでお知らせ致します。（手続きについては **2. 証明書発行手続き** をご参照ください。）

記

1. 本税制の概要

（1）本税制の目的

- ・ 質の高い設備投資の促進によって事業者（“設備ユーザー”）の生産性向上を図り、日本経済の発展を図る為、事業者（“設備ユーザー”）が「A:先端設備（“設備”）」や「B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際、**税制措置**が新設されました。

（2）税制措置

- ・ 平成26年1月20日～平成28年3月31日
対象設備の即時償却又は税額控除（5%。但し建物・構造物は3%）の選択
- ・ 平成28年4月1～平成29年3月31日
対象設備の特別償却（50%。但し建物・構造物は25%）と税額控除（4%。但し建物・構造物は2%）の選択

（3）対象設備

- ・ 上記 A、B 設備共に **税制措置** を受けるためには **対象設備要件** を満たす必要がありますが、**A については工業会等が要件を確認し、証明書を発行します。** B については各経済産業局が要件を確認します。
- ・ 当工業会が担当し、証明書を発行する対象設備は「**機械装置**」の**測量業用設備**、「**器具備品**」の**測定機器（いわゆる測量機器）**になります。

尚ソフトウェアは「**情報サービス産業協会**」が担当しますので、同協会にお問い合わせください。

（4）対象設備要件

- 最新モデルであること
- ・ 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル
- ・ 機械装置は10年以内、器具備品は6年以内に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
生産性向上（年平均1%）
- ・ 指標：単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等
最低取得価格
- ・ 機械装置：単品160万円
- ・ 工具及び器具備品：単品120万円以上（単品30万円且つ合計120万円以上も含む。）

(5) 先端設備であることの確認

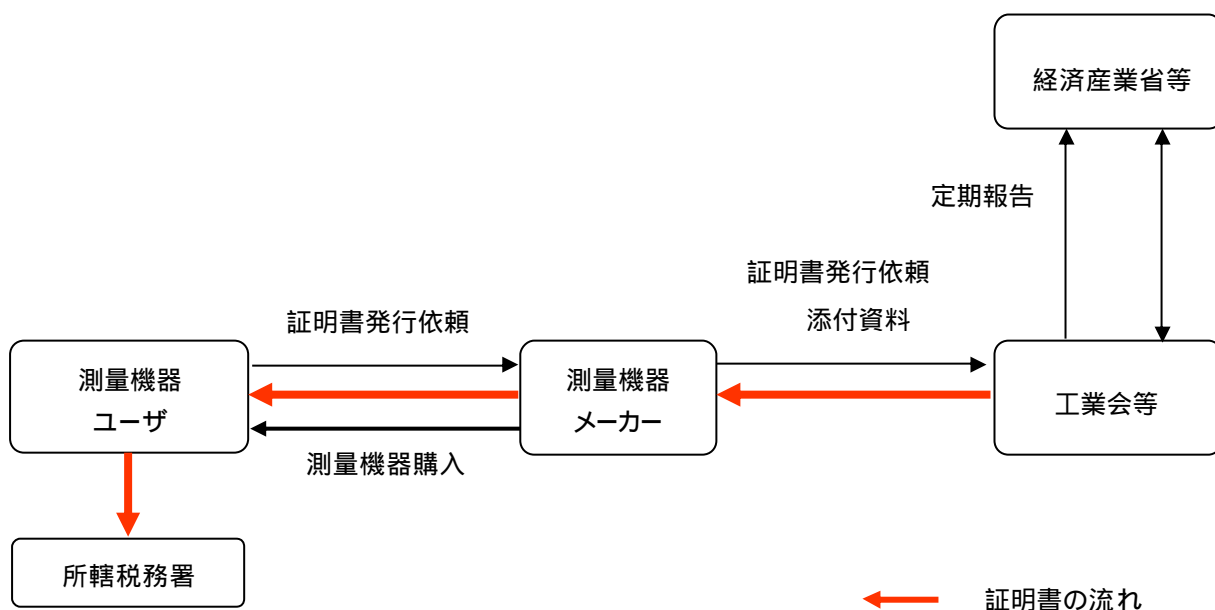
当工業会は設備メーカーが作成した証明書に基づき当該設備が 最新モデル 生産性向上（年平均1%）の2項目の要件を満たしていること確認します。

尚本制度は下記の経済産業省 URL に詳細が掲載されていますのでご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

2. 証明書発行手続き

(1) 手続きの流れ(以下当工業会が担当する測量機器に係る証明書発行手続きについてご説明します。)



(2) 測量機器ユーザー（測量機器の購入者）

- ・測量機器ユーザー（注）は、購入した測量機器が対象設備要件（上記1の（4）をご参照ください。）を満たす場合、当工業会の発行する証明書を手出し、税務署に提出することにより、税制の優遇（上記1の（2）をご参照ください。）適用の申請をすることが出来ます。

（注）対象は青色申告をしている法人・個人事業主です。

- ・測量機器ユーザーが中小企業者等の場合、証明書は中小企業投資促進税制の上乗せ措置にも適用できます。

・測量機器ユーザーは（販売店等を通じ）測量機器メーカーに対し、購入した測量機器が設備対象要件を満たすことを確認のうえ、証明書発行の依頼を行っていただきます。

・手続きの詳細については測量機器メーカーにお問い合わせ下さい。

(3) 測量機器メーカー

測量機器メーカーは証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）に必要事項を記入のうえ、説明する資料とともに当工業会に同書類をお送りいただきます。

手続きについては、事前に当工業会にお問い合わせください。当工業会専用紙等及び手続きに関するお知らせをお送りいたします。

一般社団法人 日本測量機器工業会

住所：〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館 404号

Tel：03-3431-5007 Email：jsima@jsima.or.jp

以上